

改正案	現行
<p>目次（略）</p> <p>第1条～第46条（略）</p> <p>別添1～別添8（略）</p> <p>別表1～3（略）</p> <p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準（略）</p> <p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 その他</p> <p>(1)～(14)（略）</p> <p><u>(15) 400MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局</u></p> <p><u>設備規則第49条の32に規定する無線設備を使用する陸上移動業務の無線局の審査は、次の要領により行う。</u></p> <p><u>ア 無線局の目的</u></p> <p><u>電気通信業務用又は公共業務用（通信事項が地方行政事務に関する事項である無線局の場合に限る。以下この(15)において同じ。）であること。</u></p> <p><u>イ 免許主体</u></p> <p><u>電気通信業務用の無線局にあつては電気通信事業者とし、公共業務用の無線局にあつては市町村、地方自治法第284条の規定により設けられた地方公共団体の組合又は同法第252条の2の規定により設けられた協議会であること。</u></p> <p><u>ウ 開設の条件</u></p> <p><u>災害時等において臨時に電話等の通信手段を提供し、又は重要かつ緊急を要する通信の円滑な疎通を確保するために開設するものであること。</u></p> <p><u>エ 無線局の種別</u></p> <p><u>基地局又は陸上移動局であること。</u></p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第46条（略）</p> <p>別添1～別添8（略）</p> <p>別表1～3（略）</p> <p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準（略）</p> <p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 その他</p> <p>(1)～(14)（略）</p>

オ 周波数等

(ア) 電気通信業務用の周波数は、別表 1 に従い指定する。なお、送受信の周波数差は、37.4MHz とする。

(イ) 電気通信業務用の無線局の電波の型式は、X7W であること。

(ウ) 公共業務用の無線局の電波の型式は、G7W 又は D7W であること。

カ 通信の相手方

(ア) 電気通信業務用の基地局の通信の相手方は、電気通信業務用の陸上移動局であること。

(イ) 電気通信業務用の陸上移動局の通信の相手方は、電気通信業務用の基地局、陸上移動局又はそれらの両方であること。

キ その他

混信防止のため、無線局の運用開始に先立って使用周波数の電波の干渉波の有無を確認する等を行い、既に設置し運用している無線局の運用に妨害を与えないものであること、及び必要に応じて関係当事者間で混信防止のための協議を行うものであること。